

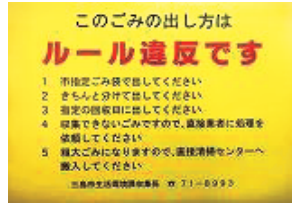
知っていますか?ごみ出しのマナー

分別をしましょう

適正な分別や排出マナーの向上を図るため、ごみ集積所に出されたルール違反のごみ袋に「このごみの出し方は

ルール違反ですというシールを貼っています。

- ごみの分別と、適正な排出にご協力をお願いします。



燃えるごみは指定袋に入れましょう

燃えるごみは、市の指定袋に入れて出しましょう。

- 指定袋以外で出されたものは、収集しません。
- 袋の口は、しっかりくくってください。

決められた集積所に出しましょう

ごみ集積所の管理は、地域の皆さんで行っていただいています。必ずお住まいの地域で決められた集積所に出しましょう。

- 集積所の場所が分からない場合は、ご近所の方または自治会にお尋ねください。
- ごみの種類によって出す場所が違う場合があります。

決められた収集日に出しましょう

収集日は、地域によって異なります。

- 「家庭のごみの分け方・出し方」で確認してください。
- 収集日以外の日に出されたごみは、**不法投棄**になります。

時間を守りましょう

ごみは収集日当日の朝、**午前8時00分まで**にごみ集積所に出しましょう。

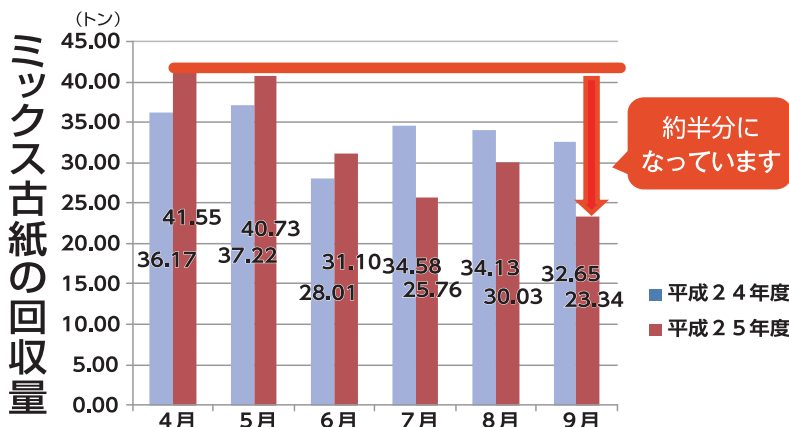
- ごみを前夜から出すと、集積所周辺の方の迷惑になることがあります。
- 当日のごみの量、交通事情、または道路工事などの関係で収集時間が大幅に変わることがあります。

不法投棄はしない・させない

大型ごみや多量のごみを道路や空き地などへ投棄する行為は、重大な犯罪です。

- 不法投棄は、法律により**5年以下の懲役**、もしくは**1,000万円以下**の罰金が科せられます。
- 心無い不法投棄を防止し、ごみの無い住みよいまちにしましょう。

ミックス古紙を分別しましょう



老朽化した焼却処理施設を守るためにミックス古紙の分別にご協力ください。

左の表は今年と昨年の4月から9月までのミックス古紙の回収量のグラフです。今年4月の回収量は、41.55トンと昨年の4月を上回り、好調なスタートでしたが、**だんだん減少し**、9月の回収量は4月に比べ約半分になってしまいました。このままだと、昨年度より少ない回収量になってしまいます。

発行者

〒411-0000 三島市字賀茂之洞4703番地94 三島市環境市民部生活環境課(清掃センター)
TEL:971-8993 FAX:971-8994 メール:seikan@city.mishima.shizuoka.jp
ウェブサイト:市トップページ <http://www.city.mishima.shizuoka.jp/> から「くらし・手続き」へ